財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

平成24年4月1日付けにて内閣府認定の公益社団法人に移行して、今期が9期目である。 公益目的事業会計と収益事業等会計、それぞれの事業は次のとおりである。

「公益目的事業会計」

- 1. 調查研究事業
- 2. サインデータ手帳の発行
- 3. 安全標語ポスター 4. ネオン管技工士資格認定
- 5. ネオン工事技術者試験 6. ネオンアート展
- 7. 機関誌の発行
- 8. 屋外広告物点検技能講習

「収益事業等会計」

(収益) 1. 中小企業経営強化税制に係る「中小企業等経営強化法の経営 力向上設備等に係る仕様等証明書」の発行事業

(会員相互扶助) 1. 表彰 2. 補償制度の普及活動

2 重要な会計方針

- (1)消費税等の会計処理
 - 1. 消費税等の会計処理は、税込み方式により行っている。
 - 2. 受取会費の使途に関する規程第3条に基づき、公益目的事業会計に40%、収益事業等会計 に10%、残額を法人会計に使用した。

3 会計方針の変更

平成20年4月11日、内閣府公益認定等委員会より、新・新公益法人会計基準が示された。 当協会では平成24年度より、上記会計基準により勘定科目の設定、表示方法を変更した。

4 特定資産(公益目的保有財産)の増減額及びその残高

特定資産(公益目的保有財産)の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

| 科目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|----------------|--------------|-------|-------|--------------|
| 特定資産(公益目的保有財産) | | | | |
| 技術開発等奨励基金 | 6, 138, 903 | 144 | 0 | 6, 139, 047 |
| 木村勝基金 | 10, 435, 717 | 200 | 0 | 10, 435, 917 |
| 高村基金 | 10, 227, 164 | 197 | 0 | 10, 227, 361 |
| 電話加入権 | 163, 479 | 0 | 0 | 163, 479 |
| 合 計 | 26, 965, 263 | 541 | 0 | 26, 965, 804 |

5 特定資産(公益目的保有財産)の財源等の内訳

特定資産(公益目的保有財産)の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

| (| | | | |
|-----------------|--------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 科目 | 当期末残高 | (うち指定正味財 産からの充当額) | (うち一般正味財 産からの充当額) | (うち負債に対応 する額) |
| 特定資産(公益目的保有財産) | | | | |
| 技術開発等奨励基金(定期預金) | 6, 102, 589 | (0) | (0) | (0) |
| 技術開発等奨励基金(普通預金) | 36, 458 | (0) | (0) | (0) |
| 木村勝基金(定期預金) | 10, 100, 000 | (0) | (0) | (0) |
| 木村勝基金 (普通預金) | 335, 917 | (0) | (0) | (0) |
| 高村基金 (定期預金) | 10, 000, 000 | (0) | (0) | (0) |
| 高村基金 (通常貯金) | 227, 361 | (0) | (0) | (0) |
| 高村基金 (普通預金) | | (0) | (0) | (0) |
| 電話加入権 | 163, 479 | (0) | (0) | (0) |
| 合 計 | 26, 965, 804 | (0) | (0) | (0) |

6 定款第35条第1項(5)の、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書は、本財務諸表に対する注記と同じ内容であるため、作成していない。